

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和7年7月号 vol.129



今、聖地巡礼の旅というのが流行っているようです。
このブームに乗り、6月初め、続・続・最後から二番目の恋のロケ地 鎌倉巡りをしてきました。旅の友は、もう30年くらいお付き合いのある同世代の愉快的仲間達。
紫陽花は、まだ五分咲きの鎌倉でしたが、ドラマのシーンに思いを馳せながらの楽しい旅でした。
成瀬先生と千明がデートしていた蕎麦屋さんの卵とじ蕎麦&昼酒は美味しかったなあ
(^_^)



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

いよいよ本格的な夏到来です。
夏休みを前に、大阪・関西万博へ、慰安旅行を計画されている方もいるのではないのでしょうか。
会社の福利厚生費の取扱いについて紹介します。

”万博入場券等を会社の福利厚生費にできるのか？”

会社がまとめて購入した大阪・関西万博の入場券を、従業員へ無償で交付したり、割引価格で販売するケースがあるかと思えます。

税務上、「会社が従業員の慰安会、レクリエーション等として博覧会を見学させる場合の入場券の購入費用、その見学のために通常要する交通費、宿泊費等は福利厚生費に該当する」とされています。

そのためのいくつかの要件をあげると、

- ・入場券を希望する全従業員を対象に交付する。(役員のみ等はNG)
 - ・従業員又はその家族が使用することを条件に交付するものとし、従業員が実際に使用したことについては事後的に報告をさせる。
 - ・交付を希望しない従業員に対し、入場券の代わりに金銭を給付する等の対応を行わない。
- という前提があります。

割引販売する場合も、全従業員に向けてオープンにされている等の条件が必須になります。

「今月の本の紹介」

「このオムライスに付加価値をつけてください」
(柿内 尚文 著・ポプラ社)

価値には3つあります。”付加価値、既存価値、不要価値”。
本書は、この中の付加価値という難しそうなテーマを、カジュアルに紹介しています。

自分の仕事における付加価値はもちろんのこと、自分自身、そして日々の時間に、付加価値を意識していくヒントが詰まっています。

毎日少しでも付加価値を生み出す生き方をしたいものです。

「気まぐれ簡単レシピ」

<焼き野菜のマリネ>

- ・ズッキーニ 1/2本 →1cm幅の輪切り
 - ・パプリカ(赤、黄) 各1/2個 →4等分に切る
 - ・プチトマト
 - ・塩、オリーブオイル 少々
 - ・オリーブオイル 大4、酢 大2、ローズマリー 1/2本、にんにく(薄切り) 1かけ分、塩・こしょう 少々 (A)
- ①天板にオープン用シートを敷き、ズッキーニ、パプリカ、プチトマトを並べて、塩、オリーブオイルをかけ、250℃に予熱したオーブンで約12分焼く。
②ローズマリーを手でちぎり、(A)を混ぜてマリネ液を作り、①を20分ほど漬け込む。 【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所